

産業保健のあり方に関する検討会 開催要綱

1. 目的

職場における労働者の健康保持増進に関する課題は、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高齢化への対応、女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、テレワークの拡大による課題への対応、化学物質の自律管理への対応など、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが求められている。

また、法令に基づく産業保健体制が整備されているものの、産業保健活動が効果的に行われず、労働者の健康保持増進が有効に図られていない事業場も多いことや、保健事業を実施する保険者との連携が十分に行われていない事例もあることから、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。

さらに、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業所においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携なども含め、こうした小規模事業所における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

こうしたことから、産業現場のニーズを踏まえつつ、より効果的に産業保健活動が推進されるよう、産業保健に関わる者の役割分担や連携のあり方、保険者等との連携のあり方、小規模事業場における産業保健活動のあり方について検討することとする。

2. 検討事項

- (1) 産業保健活動における課題に関すること
- (2) 産業現場のニーズを踏まえた産業保健活動のあり方と事業場内外の関係者の役割分担とチームによる産業保健体制・活動に関すること
- (3) 産業保健関係者の確保及び資質向上に関すること
- (4) 産業保健活動における新技術の活用に関すること
- (5) 超高齢社会や女性就業率が高まる中での産業保健の役割・あり方に関すること
- (6) 保険者、健診機関等との連携による産業保健活動の推進に関すること
- (7) 小規模事業場における産業保健体制・活動のあり方に関すること
- (8) 企業活動における産業保健の意義・位置づけ、具体的な体制構築・活動推進のための普及啓発、支援、人材育成等の環境整備に関すること
- (9) その他

3. 構成等

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が関係者の参考を求め、開催する。
- (2) 本検討会は、使用者団体、労働者団体、保険者、関係団体の代表者、学識経験者等から構成し、構成員は別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会に座長を置き、本検討会の構成員の互選により選出する。
- (4) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (5) 本検討会には、必要に応じて別紙に掲げる構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (6) 本検討会には、必要に応じて作業部会を開催することができるものとする。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・企業情報の保護の観点等により、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開で実施することもできるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

産業保健のあり方に関する検討会 構成員名簿

- 及川 勝 全国中小企業団体中央会 常務理事
- 大下 英和 日本商工会議所 産業政策第二部長
- 岡田 瞳美 富士通株式会社健康推進本部健康事業推進統括部 健康支援室長
- 鎌田 久美子 公益社団法人日本看護協会 常任理事
- 神村 裕子 公益社団法人日本医師会 常任理事
- 亀澤 典子 公益社団法人全国労働衛生団体連合会 専務理事
- 神津 進 全国衛生管理者協議会 監事
- 小松原 祐介 健康保険組合連合会 組合サポート部長（保健担当）
- 鈴木 重也 一般社団法人日本経済団体連合会 労働法制本部長
- 富高 裕子 日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
- 中島 誠 全国健康保険協会 理事
- 中嶋 義文 社会福祉法人三井記念病院精神科 部長
- 古井 祐司 東京大学未来ビジョン研究センターデータヘルス研究ユニット 特任教授
- 三柴 丈典 近畿大学法学部法律学科 教授
- 武藤 繁貴 公益社団法人日本人間ドック学会 理事
- 森 晃爾 産業医科大学産業生態科学研究所 教授